

# 厚生資金貸付規程

(目的)

第1条 社員の厚生のため、厚生資金貸付規程を設けます。

(慶弔・療養貸付金)

第2条 勤続年数1年以上の社員で、つぎの理由で資金を必要とする社員のかたに貸付けます。

- ①社員本人の結婚
- ②社員本人または妻の出産
- ③親族、家族の喪
- ④社員本人、配偶者、子、扶養する父母・祖父母の療養
- ⑤そのほか緊急を要する貸付金

2 貸付金の限度額は、それぞれの事情により異なりますが、その上限は健康保険の標準報酬月額<sup>2</sup>の2ヶ月分、または50万円のいずれか高い額とします。

(教育貸付金)

第3条 勤続1年以上で、世帯主となっている社員で、子供の教育のために資金を必要とする社員のかたに貸付けます。

2 貸付金の限度額は、つぎのとおりとします。

①資金を必要とする時点で、自己都合によって退職したと仮定した場合の退職金額の範囲内とします。

②さらに、特別の事情がある場合は、審査の上100万円以内の超過貸付金を認めることがあります。

(住宅貸付金)

第4条 勤続1年以上で、世帯主となっている社員で、自分の収入で家族を扶養する社員のかたに貸付けます。

2 貸付金の限度額は、つぎのとおりです。

①資金を必要とする時点で、自己都合によって退職したと仮定した場合の退職金額の範囲内とします。

②さらに、特別の事情がある場合は、審査の上100万円以内の超過貸付を認めることがあります。

3 世帯主でない社員、または生計維持の中心者でない社員の皆さんにも、自己都合退職金の範囲内で貸付けますが、第7条の貸付利子ではなく、つぎのとおりとします。

- ①貸付金額のうち、50万円までの貸付利子は0%とします。

- ②貸付金額50万円を超える金額の貸付利子は、長期金利の〇%とします。  
なお、②の貸付利子は、金融市場の動向により変動することがあります。

(貸付手続きと審査)

第5条 貸付を希望する社員のかたは、決められた申請書に返済の条件を記入して、貸付を必要とする事実を証明する書類を添えて、会社に提出してください。

2 会社は、年度における貸付融資枠や、貸し付ける社員の貸付限度、緊急の度合い、優先順位などを審査したうえ、貸付けるかどうかを決定します。

(貸付金の返済)

第6条 貸付金の返済期間は、原則として5年以内とします。

2 返済方法は、貸付したときの返済条件と約束にしたがって、毎月の給与、または賞与から天引きします。

3 貸付金の融資を受けた社員が、退職するときに未返済額がある場合は、社員本人の退職金から天引きします。

(貸付利子)

第7条 貸付金の利子は年〇%とし、年2回(7月と12月)の賞与の支給時に天引きします。

(施行日)

第8条 この規程は平成〇年〇月〇日から実施します。